

知っていますか？ 就学支援のための制度 — 2025 —

記載内容は2025年4月1日時点のものです。

さまざまな就学・修学制度、医療・福祉施策を
あなたの夢実現のために活用しましょう

就学支援のための制度には、誰もが自分の進路達成を実現するための様々な制度があります。この冊子はそれらの制度をまとめ、県内の小学6年生の保護者、中学2年生の保護者、中学3年生の生徒と保護者等に配付しています。当該校の先生などよく相談してご活用ください。



公益社団法人 大分県人権・部落差別解消教育研究協議会

大分県大分市大字下郡496-38 大分県教育会館内 TEL 097-556-1012 FAX 097-556-0864

あなたが進学したい高校は、 どれくらいお金がかかる？

(2024年度調査による)

①入学時にかかる総費用 (総額は、原則として男女平均)

普通科

総 額

県立18校平均 約 **126,000**円

私立11校平均 約 **323,000**円

商業・情報処理系

総 額

県立5校平均 約 **144,000**円

私立4校平均 約 **335,000**円

県立総合学科 4校平均

総 額

約 **111,000**円

定時制 県立3校平均

(個人間の差があります)

総 額

約 **40,000**円 + 教科書代等

私立看護系 4校平均

総 額

約 **372,000**円

特別支援学校 12校平均

総 額

約 **75,000**円

就学奨励費が給付されます。

【就学奨励費参照】

工業系

総 額

県立8校平均 約 **145,000**円

私立2校平均 約 **351,000**円

農林水産系 県立7校

(学科間の差があります)

総 額

約 **145,000**円

私立食物・調理 2校平均

総 額

約 **345,000**円

福祉科

総 額

県立2校 約 **135,000**円

私立2校 約 **341,000**円

私立理美容

総 額

約 **354,000**円

県立芸術系

総 額

①男子 約 **78,000**円 ②女子 約 **144,000**円

私立通信制

総 額

約 **167,000**円

総費用の中に含まれる主なもの

入学料

県立学校共通

○5,650円

○ただし、定時制は、2,100円

私立11校の場合

○120,000～160,000円

(手続期間内に納入が必要です。通信制を除く)

制服代

県立・私立

○40,000～90,000円

(学校間の差。女子は男子より平均15,000円高い)
・男子は中学校の制服にボタンを交換すればよい学校もあります。

教科書代

県立・私立

○10,000～20,000円

・専門によっては、50,000円を超える学校もあります。

副教材費

県立・私立

【辞書・参考書・問題集等】

○8,000～20,000円

・専門によっては、30,000円を超える学校もあります。

その他

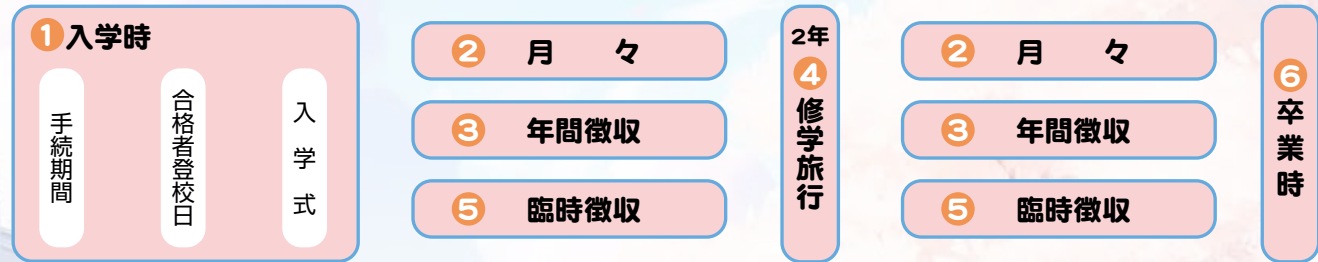
県立・私立

【体育服・シューズ・武道着代等】

○20,000～50,000円

★公立中学の入学時でも、90,000円程度(夏冬制服、夏冬体操服、上靴)がかかります。

お金が必要な時期



2月々にかかる費用

(単位: 円)

	授業料	施設維持費	団体費 (PTA会費)	実習費	その他 (給食費等)	合 計
県立普通科 (18校平均)	9,900 ^{※1}	0	1,879	0	1,873 ^{※2}	11,779
県立専門系 (28学科平均)	9,900 ^{※1}	2,500 ^{※2}	1,957	0	1,916 ^{※2}	11,857
県立総合学科 (4校平均)	9,900 ^{※1}	0	2,840	0	0	12,740
県立定時制 (3校平均)	1単位平均 1,740	0	886	0	0	886
県立特別支援 (12校平均)	9,900 ^{※1}	0	490	471 ^{※2}	5,625 ^{※4}	16,015
私立 (11校平均)	32,682 ^{※3}	4,641	856	2,844 ^{※2}	3,420	41,599

- ※1 授業料については高等学校等就学支援金として支給されます。(申請制・P4参照)
 今年度に限り、就学支援金非該当者には臨時支援金が支給されます。(申請制・P4参照)
- ※2 調査対象校のうち数校のみ記載がありました。合計からは除外して表記しています。学校間の差があります。
- ※3 授業料については高等学校等就学支援金として、年間118,800円(加算ありの場合は396,000円)を限度に支給されます。(申請制・P4参照)
 今年度に限り、就学支援金非該当者には臨時支援金が支給されます。(申請制・P4参照)
- ※4 委任状を提出していただき、学校が代理で支払います。

3 学年年間徴収金 0円～90,000円 (平均約30,000円)

※学校間で差があり、高校によっては徴収していない場合もあります。
 この他に模試代や検定料が入る場合があります金額が大きく変わります。学校に問い合わせてください。

4 修学旅行 100,000円～200,000円 (平均約150,000円) (国内と海外では金額に差があります。)

5 臨時徴収金 3の学年年間徴収金の中で徴収している場合もあります。

※模試代・検定料、高体連・高文連会費、体育文化振興基金、部活動全国大会応援金(任意) など

6 卒業時 12,000円～20,000円 (特別支援学校は3,000円前後です。)

※同窓会入会費・卒業記念品・アルバム代等を卒業年度に徴収する場合があります。

7 その他 家庭クラブ費、通学費、部活動費、遠足バス代、土曜講座代、寄宿舎運営・食事代、スクールバス利用料などが必要に応じて生じます。また、任意で通学用ヘルメット、指定のベスト・セーター、辞書・電子辞書などの費用が生じます。 ※制服リユース(卒業生に提供してもらった制服を必要な新入生に渡す)取り組みをしている学校が3割程度あります。

い
ろ
な

就学支援のための制度を

✓ チェックしてみよう!

主な就学 支援制度	高校生等 奨学給付金制度	高等学校等 就学支援金制度 及び高校生等臨時支援金	大分県奨学会 奨学金制度	市町村、 法人等の 奨学金制度	その他の 就学支援の ための制度
対 象	高校生（①②は特別支援学校生徒を除く） ①生活保護受給世帯 ②道府県民税および市町村民税の所得割額が非課税（0円）の世帯 ③専攻科生のうち、世帯年収が270～380万円の世帯又は世帯年収が380～600万円未満の多子世帯（扶養される子が3人以上いる世帯）	高校（全日制、定時制、通信制）、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校へ入学した生徒。 目安収入約910万円未満（4人家族、両親・子2人の場合）の世帯が対象。今年度に限り、就学支援金非該当者には臨時支援金が支給される。 （P4参照）	高校・特別支援学校高等部・高等専門学校、専修学校等に在学又は進学予定者 ①評定平均が3.0以上 ②特別推薦は評定平均が2.8以上 ③生活保護世帯等は評定を問わない	詳細は5ページから8ページ上段までを参照	詳細は8ページから11ページまでを参照
主な内容	①の場合、 公立で年32,300円、 私立で年52,600円 ②の場合、年50,500円～152,000円 ③の場合、 公立（専攻科）で年10,100円、 私立（専攻科）で年10,420円	①公立の場合は全日制で月額9,900円、定時制で1単位1,740円、通信制で1単位100円 ②私立の場合はさらに所得に応じて月額23,100円を上限に加算	貸与額を選択できる ①公立の場合 9,000円～23,000円 ②私立の場合 15,000円～35,000円 他に入学支度金や通学費等奨学金もある	詳細は5ページから8ページ上段までを参照	詳細は8ページから11ページまでを参照
返還義務	ない	ない	ある	制度別で、有無	制度別で、有無
詳細ページ	3ページ下	4ページ上	4ページ下	5ページから	8ページから

高校生等奨学給付金制度

対 象	高校生がいる次の世帯に支給されます。 (1及び2は特別支援学校高等部の生徒を除く)			1.生活保護を受けている世帯 2.道府県民税および市町村民税の所得割額が非課税(0円)の世帯かつ高校生の保護者が、大分県内に住んでいること 3.専攻科生のうち、世帯年収が270～380万円の世帯又は世帯年収が380～600万円未満の多子世帯(扶養される子が3人以上いる世帯)
内 容	授業料以外の学校にかかるお金(修学旅行費、教科書費、教材費など)の一部が、県から保護者に支払われます。			
区 分 別 支 給 額	1.生活保護を受けている世帯		2.道府県民税および市町村民税の所得割額が非課税(0円)の世帯	
	国公立の高校生等 年 32,300円 国公立の高校専攻科生 年 50,500円 私立の高校生等 年 52,600円 私立の高校専攻科生 年 52,100円		15歳以上23歳未満の扶養されている子 国公立の通信制以外の高校生 年 143,700円 国公立の通信制の高校生 年 50,500円 国公立の高校専攻科生 年 50,500円 私立の通信制以外の高校生 年 152,000円 私立の通信制の高校生 年 52,100円 私立の高校専攻科生 年 52,100円	
	3.専攻科生のうち、世帯年収が270～380万円の世帯又は世帯年収が380～600万円未満の多子世帯			
	国公立の高校専攻科生 年 10,100円 私立の高校専攻科生 年 10,420円			
受付期間	〈通常〉7月中旬～下旬(予定) ※新入生についても、入学後の手続きになります。 〈家計急変世帯〉保護者等の失職などやむを得ない事情により非課税世帯相当となった場合、随時受付			
問い合わせ先	在籍する学校 または 公立高校は大分県教育庁 教育財務課 ☎097-506-5447 私立高校は大分県総務部 学事・私学振興課 ☎097-506-3086			

高等学校等就学支援金制度 及び 高校生等臨時支援金

→ (2025年度限り)

授業料に充てる支援金を支給することで、国公立を問わず教育費の負担軽減を図ります。この制度は申請制ですので、入学する高等学校へ必要書類を提出する手続きが必要です。

※公立・私立に関係なく、年額118,800円(加算ありの場合は396,000円)を上限に支給されます。また、2025年度に限り、就学支援金に該当しない世帯を対象に臨時支援金が支給されます。就学支援金に該当しないことが条件ですので、就学支援金の申請・審査は必須となります。

対 象	○高校(全日制、定時制、通信制)、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校へ入学した生徒。 目安収入約910万円未満(4人家族、両親・子2人の場合)の世帯が対象。 今年度に限り、就学支援金非該当者(年収910万円以上の世帯)には臨時給付金が支給されます。		
内 容	授業料の全額または一部が申請により、 <u>本人ではなく学校に支払われます。</u>		
区 分 別 支給月額	公立高等学校		私立高等学校 所得に応じて加算有り
	全日制 月 額	9,900円	目安年収 支給月額
	定時制 1 単位	1,740円	910万円以上 9,900円(高校生等臨時支援金)
	通信制 1 単位	100円	910万円未満 9,900円(標準)
			590万円未満 33,000円
受付時期	【1年時】入学後の4月と7月の2回申請 【2・3・4年時】7月の1回のみ 【高校生等臨時支援金(全学年)】7月の1回のみ		
申請に必要なもの	○申請書(高校より配布されます) ○個人番号届出書(高校より配布されます)等		
問い合わせ先	在籍する学校 または 公立高校は大分県教育庁 教育財務課 ☎097-506-5447 私立高校は大分県総務部 学事・私学振興課 ☎097-506-3086		

公益財団法人 大分県奨学会奨学金制度

高校奨学金(無利子)																																											
高等学校等奨学金		入学支度金	通学費等奨学金	修学旅行費等奨学金																																							
申込み資格	①保護者等が県内に住所を有する者。 ②高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校(高等課程)に在学または進学予定の者。 ③優秀で勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者。※他の奨学金と併給できない場合がある。																																										
	[家計の基準] 保護者の合計所得金額から特別控除額を差し引いた認定所得金額が基準額以下(目安は4人世帯で1人の収入・所得で生活している場合、公立では収入790万円又は所得330万円程度、私立では収入809万円又は所得343万円程度)		④1か月の通学費(定期的に運行する交通機関の割引運賃)7,000円以上になる者(自宅から通学することが困難な自宅外通学者を含む)	⑤修学旅行に於ける必要経費の支弁が困難と認められる者																																							
	[学力の基準] 中学校又は高等学校等における評定平均値が3.0以上、特別推薦では2.8以上																																										
	但し、次の世帯の生徒は学力を問わない・生活保護世帯・市町村民税が非課税又は減免世帯・保護者の年間の全収入が生活保護世帯の基準額の1.5倍以下		[家計の基準] 次のいずれかであること ・生活保護世帯・市町村民税が非課税又は減免世帯 ・保護者の年間の全収入が生活保護世帯の基準額(年収換算)の1.5倍以下																																								
貸与額	○高等学校等奨学金貸与月額(選択制)		○通学費等奨学金貸与月額																																								
	<table><tr><td></td><td>国・公立</td><td>私 立</td></tr><tr><td rowspan="3">自宅通学</td><td>18,000 円</td><td>30,000 円</td></tr><tr><td>14,000 円</td><td>23,000 円</td></tr><tr><td>9,000 円</td><td>15,000 円</td></tr><tr><td rowspan="3">自宅外通学</td><td>23,000 円</td><td>35,000 円</td></tr><tr><td>18,000 円</td><td>27,000 円</td></tr><tr><td>12,000 円</td><td>18,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">入学支度金(1回のみ)</td><td>50,000 円</td><td>100,000 円</td></tr></table>			国・公立	私 立	自宅通学	18,000 円	30,000 円	14,000 円	23,000 円	9,000 円	15,000 円	自宅外通学	23,000 円	35,000 円	18,000 円	27,000 円	12,000 円	18,000 円	入学支度金(1回のみ)		50,000 円	100,000 円	<table><tr><td>1か月の通学費(割引運賃額)</td><td>貸与月額</td></tr><tr><td>7,000 円以上</td><td>3,000 円</td></tr><tr><td>10,000 円以上</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td>20,000 円以上</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>30,000 円以上</td><td>15,000 円</td></tr></table>	1か月の通学費(割引運賃額)	貸与月額	7,000 円以上	3,000 円	10,000 円以上	5,000 円	20,000 円以上	10,000 円	30,000 円以上	15,000 円	<table><tr><td colspan="2">貸与額</td></tr><tr><td rowspan="2">国内</td><td>160,000 円</td></tr><tr><td>80,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">海外</td><td>220,000 円</td></tr><tr><td>110,000 円</td></tr></table>	貸与額		国内	160,000 円	80,000 円	海外	220,000 円	110,000 円
		国・公立	私 立																																								
	自宅通学	18,000 円	30,000 円																																								
14,000 円		23,000 円																																									
9,000 円		15,000 円																																									
自宅外通学	23,000 円	35,000 円																																									
	18,000 円	27,000 円																																									
	12,000 円	18,000 円																																									
入学支度金(1回のみ)		50,000 円	100,000 円																																								
1か月の通学費(割引運賃額)	貸与月額																																										
7,000 円以上	3,000 円																																										
10,000 円以上	5,000 円																																										
20,000 円以上	10,000 円																																										
30,000 円以上	15,000 円																																										
貸与額																																											
国内	160,000 円																																										
	80,000 円																																										
海外	220,000 円																																										
	110,000 円																																										
		※該当区分より選択																																									
受付期間	<定期採用>・在学採用 在学生対象に、高校等で、4月から5月中旬に募集。 ・予約採用 入学前年の7月から9月下旬に募集。 <緊急採用> 高校等、在学生対象に家計が急変した場合、随時受付		・在学採用 高等学校等にて募集。4月から5月中旬の予定 ・修学旅行は、予約採用・緊急採用有り。																																								
申し込み先と提出書類	・在学する高等学校等(予約採用の場合は、在学する中学校)へ申し込む。 ・所定の願書(連帯保証人1名)、住民票、収入に関する証明書、その他特別控除に関する証明書類																																										
奨学金の交付	・本人名義のゆうちょ銀行口座に年6回に分けて振込まれる。 ・予約採用の場合、入学支度金は4月下旬に1回のみ貸与。 ・在学採用の初回は7月末日の予定。																																										
返 還	・貸与終了時、返還誓約書(連帯保証人が2名必要)を提出し、貸与終了の6か月経過後から返還が始まる。 例:「毎月18,000円を3年間貸与」の場合、毎月5,000円ずつ、または、半年ごとに30,000円の返還です。																																										
問い合わせ先	〒870-8503 大分市府内町3-10-1 大分県庁舎別館8F ☎097-506-5620 FAX 097-533-7484 E-mail syogaku@po.d-b.ne.jp URL oita-syogaku.com 公益財団法人 大分県奨学会																																										

市町村にもこんな奨学金制度があります。

詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

(2025年4月1日現在)

名 称	募集人員	金額（特に記載のない数字は「月額」）		給付・贈与 貸付・貸与	問い合わせ先 電話番号
中津市奨学資金	一般奨学資金 35人	5,000 円以内		贈与	教育委員会学校教育課 ☎0979-22-4941
	衛生看護科奨学資金 2人	衛生看護科奨学生	9,000 円程度		
	福祉奨学資金 1人	福祉奨学金	10,000 円以内		
宇佐市奨学資金	15人以内	高校等 5,000 円		贈与	教育委員会教育総務課 ☎0978-27-8192
藤・稲尾奨学金	5人（安心院町在住）以内				
一般社団法人 三和酒類地域文化 振興会奨学金	大分県内の高校を卒業し 大学に進学した1年生 （15名程度） ※書類選考、面接選考あり	大学生	30,000 円	給付	三和酒類地域文化振興会 ☎0978-32-3000
豊後高田市奨学資金	書類審査の上 予算範囲内で決定	高校等	5,000 円	贈与	教育委員会学校教育課 ☎0978-53-5112
		大学・専門学校等	15,000 円	貸与	
国東市財前奨学金	書類審査の上 予算範囲内で決定	保護者が市内に3年以上在住する 国東高校生徒	5,000 円	給付	教育委員会教育総務課 ☎0978-73-0066
二階堂奨学会奨学金	9人（1年生）	高校	10,000 円	給付	公益財団法人二階堂奨学会 ☎0977-72-1070
		国公立高等専門学校	1～3年 10,000 円 4～5年 15,000 円		
	20名	大学	25,000 円		
山香町・二階堂育英基金	若干名（対象は旧山香中学校区在住）	高校3年間・高専5年間	13,000 円	贈与	教育委員会教育総務課 ☎0977-75-2410
山香町・吉岩・熊井育英基金	原則1名（対象は旧上中学校区在住）	高校3年間・高専5年間	13,000 円	贈与	
山香町・岩尾育英基金	原則1名（対象は旧北部中学校区在住）	高校3年間・高専5年間	13,000 円	贈与	
日出町奨学金	日出町に住所を有する 住民税の所得割 非課税世帯対象	高校・高専・特別支援学校高等部の入学準備金	50,000 円	給付	教育委員会教育総務課 ☎0977-73-3157
別府市奨学金	4人	大学生	40,000 円	貸与	別府市役所 学校教育課 ☎0977-21-1574
	50人前後	高校	要保護家庭の方 7,000 円 準要保護家庭の方 6,500 円	贈与	
別府っ子応援事業 （奨学金支援）	20名程度	高校	30,000 円 / 年	贈与	別府市社会福祉協議会 ☎0977-27-8835
別府ロータリークラブ 松本ファンド奨学金	1名（別府市内の中学校卒業 予定者で別府市内在住で大分 県内の高校に入学予定の者に 限る）	10,000 円		贈与	別府ロータリークラブ 事務局 ☎0977-23-9000
大分市返還免除型奨学資金	大学等進学希望者29名以内 ※高校等の最終学年時に 募集・決定	入学一時金	県内進学者 500,000 円 県外進学者 800,000 円	貸与・ 全額返還 免除有	教育委員会児童生徒支援課 ☎097-537-5903
		学費（年額）	500,000 円		
大分市未来自分創造 資金	高校新1年生 100名（予定） ※中3時に募集決定	入学支度金	100,000 円	給付	
		進級時 卒業時	50,000 円 100,000 円		
由布市・田北奨学資金	一般型奨学資金 制限なし 返還免除型奨学資金 10人以内 ※いずれも選考あり	高校等	奨学金 12,000 円	貸与・ 半額返還 免除有	教育委員会教育総務課 ☎097-582-1177
		大学等	奨学金 20,000 円 入学一時金 200,000 円以内		

臼杵市奨学資金	予算の範囲内 20人程度(見込み)	5,000 円		贈与	教育委員会学校教育課 ☎0972-63-1111 内線5781
臼杵市大学生等奨学資金	8人 (大学・短大・2年以上の専門学校生)	入学準備金 100,000 円	30,000 円	貸与 ※免除規定あり	臼杵市役所総務課 ☎0972-63-1111 内線5501
臼杵市看護学生奨学資金	4人	入学準備金 100,000 円	50,000 円	貸与	臼杵市役所保険健康課 ☎0972-63-1111 内線1140
臼杵市医学生奨学資金	2人	入学準備金 100,000 円	1年～3年生 50,000 円 4年～6年生 100,000 円	※免除規定あり	
津久見市奨学資金	6人	大学生等(大学・短大・高等専門学校4～5年生) ならびに各種養成所または養成施設に入学または 在学する者 30,000円か50,000円の貸与を選択		貸与 ※免除規定あり	教育委員会管理課 ☎0972-82-9525
	13人程度(見込み)	高校・高専(1～3年生)	4,000円	贈与	
津久見市 後藤重信奨学資金	13人程度(見込み)	津久見市奨学資金を受ける高校・高専(1～3年生) に対して上乗せ。 1年生1,000円、2年生2,000円、3年生3,000円		贈与	
津久見市入学準備金	10人(見込み) 但し、津久見市の住民であって、 津久見高校に入学する者	入学準備金	100,000 円	貸付	
戸高育英会奨学資金	若干名 津久見市または臼杵市に在住、 もしくは両市を本籍地とする者	高校・高専 短大・専門学校・大学・大学院	30,000 円 50,000 円	貸与	戸高育英会事務局 ☎0972-82-6111
緑の奨学金 (豊後大野市)	3～5名 将来農業及び林業に専業もしくは 兼業のいずれかで従事しようとする 豊後大野市に住所を有する者	高校入学時	100,000 円	給付	佐藤裕一郎さん ☎0974-45-2148 ☎090-2518-4173
佐伯市奨学金	支給人員は当該年度の 予算の範囲内	詳細を下記の表に記載		貸付	教育委員会 学校教育課 ☎0972-22-4064
		国公立(貸与)		私立(貸与)	
		自 宅	自宅外	自 宅	自宅外
		高校・専修学校高等課程	16,000円	20,000円	27,000円
		高等専門学校	18,000円	21,000円	28,000円
		専修学校の専門課程	28,000円	34,000円	33,000円
		短期大学	28,000円	34,000円	35,000円
		大学・大学院	28,000円	34,000円	38,000円
日田市奨学資金	書類審査の上決定	奨学金 高 校 自宅通学 8,000円 鉄道・バス通学(4,000円を上限に加算) 下 宿 15,000円 高等専門学校 17,000円 専修学校(高等・専門課程)・短大・大学 30,000円 入学準備金 高校・高専 10万円以内 専修学校(高等・専門課程)・短大・大学 20万円以内		貸与	教育委員会 教育総務課総務企画係 ☎0973-22-8234 直通
日田市 みどりの給付型奨学金	書類審査の上決定	高校・高専 専修学校(高等・専門課程)・短大・大学	100,000 円 200,000 円	給付	※入学に必要な資金を給付
竹田市久住地域奨学金	久住町に在住者 久住高原農業高校生を優先(15人以内)	年額 60,000 円 (3回に分けて交付)		贈与	久住支所 ☎0974-76-1111
竹田市奨学会奨学資金	荻町に住所を有する者 (高校、短大、大学、各種専門学校・ 高等専門学校の新生または在学学生)	授業料と通学に要する経費合計額を限度		貸与	荻公民館 ☎0974-68-2025
公益財団法人 玖珠郡育英会奨学金	書類審査の上決定 高校生7名程度 大学・大学院生等12名程度	高校・高専(1～3年) 入学一時金 短期留学一時金	15,000 円 100,000 円 200,000 円	貸与 ※定住促進 による 返還補助 制度あり	九重町役場 教育委員会内 公益財団法人 玖珠郡育英会事務局 ☎0973-76-3816
大学・専修学校等・大学院・高専(4～5年)	20,000 円または 30,000 円		入学一時金 短期留学一時金	200,000 円 200,000 円	

独立行政法人日本学生支援機構 奨学金制度

大学・短大・高等専門学校・専修学校（専門課程）・大学院の在学中又は、進学を希望する人の申し込みです。
申し込み資格は次の (1) ～ (3) のいずれかに該当する人が申し込みます（予約採用（大学院を除く）の場合）。

- (1) 2026年3月に高等学校等（本科）を卒業予定の人
- (2) 高等学校等（本科）を卒業後2年以内の人
- (3) 他に外国籍の人、高卒認定試験合格者等の申込資格もあります

その他、学力基準、家計基準や収入・所得の上限額の目安、それに関連した支給月額、貸与月額等がありますので、詳細は日本学生支援機構ホームページ<https://www.jasso.go.jp>を参照してください。

給付奨学金の予約採用の場合

- 給付奨学金の対象は、大学等に進学を予定している人で、次の世帯に該当する人です。
 - ・住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に限ります。
- 申請期間は2025年4月下旬からです。
- 学力基準（目安：高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること等）、家計基準や収入・所得の上限額の目安、それに関連した支給月額等があります。

第一種奨学金（無利子）の予約採用の場合

- 学力基準（目安：高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること等）、家計基準や収入・所得の上限額の目安、それに関連した貸与月額等があります。

第二種奨学金（有利子）の予約採用の場合

- 学力基準（目安：高等学校等における全履修科目の学業成績が平均水準以上と認められる者等）、家計基準や収入・所得の上限額の目安、それに関連した貸与月額等があります。

日本学生支援機構の奨学金に関する問い合わせ

☎ 0570-666-301（ナビダイヤル・全国共通） 受付時間：月曜～金曜 9時00分～20時00分

公益財団法人 朝鮮奨学会奨学金制度

	高校奨学生	大学・大学院奨学生
応募資格	①日本の各高等学校（高等専門学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校を含む）に在学している韓国人・朝鮮人学生（特別永住者証明書・在留カードの国籍表示が韓国もしくは朝鮮）。 ②成績優良（原則として前学年度の評定平均値3.0以上）であり、学費の支弁が困難な者。 ③2025年4月1日現在、満25歳未満の者（継続応募者は除く）。	①日本の大学の学部（学士課程・専門職大学・短期大学も含む。通信課程は除く）及び大学院（博士課程・修士課程・専門職課程。通信課程は除く）に在学している韓国人・朝鮮人学生（特別永住者証明書・在留カードの国籍表示が韓国もしくは朝鮮）。本国からの留学生も含む。 ②成績優良であり、学費の支弁が困難の者。 ※その他にも必要条件、制限があります。募集要項を読んで確認してください。
募集人数	未定（前年度採用実績523名）	学部生 770名、修士課程・専門職課程・博士課程 110名
給付額	10,000円／月（給付期間は1年間）	学部生 25,000円／月（給付期間は1年間） 大学院 修士課程・専門職課程 40,000円／月（給付期間は1年間） 大学院 博士課程 70,000円／月（給付期間は1年間）
募集期間	2025年4月10日（木）～5月12日（月）	新規応募者 2025年4月10日（木）～5月12日（月）
連絡先	公益財団法人朝鮮奨学会 Tel 03-3343-5757 ※電話対応時間 平日9：00～17：00 ※奨学生募集についての詳しい情報はホームページをご覧ください。 ホームページ http://www.korean-s-f.or.jp	

県立・私立高等学校に就学した生徒のための

授業料減免支援制度

	県立高等学校	私立高等学校
対 象	○就学支援金を受けていない生徒で、次の事項に該当する場合 ①天災その他不慮の災害による家計困難のため学資の負担にたえられない家庭の生徒 ②ひとり親家庭等で家計困難な家庭の生徒 ③留学・休学・病気その他のやむを得ない事由により、全日制3年・定時制・通信制4年を超えて在学している生徒 ④児童福祉法に基づく養護施設に入所している生徒 ⑤交通遺児であり、経済的に困窮している家庭の生徒	①県内の私立高等学校に通う生徒で就学支援金を受けてもなお授業料負担が残る生徒 ②家計困難な家庭で、学業の継続が著しく困難な生徒
内 容	授業料の免除	支援額は学校により異なりますので、直接学校へ問い合わせてください
受付時期等	在学する学校で申請書を受け取り、学校へ提出してください	実施時期等は各学校で異なりますので、在籍校に問い合わせてください
問い合わせ先	在籍高等学校	在籍する学校

定時制・通信制高等学校

に就学した生徒のための経済的支援

大分県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金

資格要件	○県内の高等学校の定時制課程・通信制課程、または広域高等学校通信制課程に在学していること ○継続して収入を得ることができる職業に就いていること ○継続的理由により著しく修学が困難な者であって、その者又はその者を扶養している者の所得が、規則で定める額以下であること ○（財）大分県奨学会の奨学金及び日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていないこと ○高等学校の単位制による定時制課程及び通信制課程に在学する者については、その者が在籍する高等学校において定められた卒業までに修得させる教科・科目及びその単位数並びに特別活動及びそれらの授業時間を4年以内で修了して卒業までに至る学習計画を有しており、かつ年間18単位以上の単位数を履修していること
貸与月額	14,000 円（無利息）
返還の免除	定時制課程もしくは通信制課程を卒業したとき、またはこれと同等の理由があるとき
問い合わせ先	在籍高等学校

特別支援学校

に就学した児童・生徒のための経済的支援

特別支援教育就学奨励費（家庭の経済状況等に応じ、経費の支給内容が決定されます）

対 象	教科書購入費・給食費・交通費（通学費・帰省費・職場実習費・交流及び共同学習費）・寄宿舎居住に伴う経費（寝具購入費・日用品等購入費・食費）・修学旅行費・学用品等購入費・新入学児童生徒学用品等購入費・オンライン学習通信費
問い合わせ先	盲学校・聾学校・日出支援学校・宇佐支援学校・中津支援学校・由布支援学校・別府支援学校・同鶴見校・同石垣原校・南石垣支援学校・新生支援学校・大分支援学校・さくらの杜高等支援学校・臼杵支援学校・佐伯支援学校・竹田支援学校・日田支援学校・中央支援学校

※小中学校の特別支援学級・通級指導教室に就学等した場合に経済的支援も行っています。詳しくは、市町村教育委員会にお尋ねください。

小・中学生対象の就学援助制度

根拠となる法律

- 学校教育法第19条
- 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律
以上の法律に基づいて、各市町村が行っている施策です。



就学援助制度

「経済的な理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」と規定しています。

援助の内容 (下の例は、国の基準です。各市町村によって支給額等違いがあります。)

(2025年4月現在)

(例)

支給項目		小学生	中学生
学用品費		11,630円	22,730円
通学用品費		2,270円	2,270円
校外活動費	宿泊を伴わないもの	1,600円	2,310円
	宿泊を伴うもの	3,690円	6,210円
新入学児童生徒学用品費		57,060円	63,000円
修学旅行費		22,690円	60,910円
通学費		40,020円	80,880円

援助の対象となる方 (次のいずれかの項目に該当される方)

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①生活保護を受けている。又は停止・廃止されたが依然生活が困難な方 ②市町村民税が非課税又は減免されている方 ③個人事業税又は固定資産税が減免されている方 ④国民年金又は国民健康保険が減免されている方 ⑤児童扶養手当が支給されている方 | <ul style="list-style-type: none"> ⑥生活福祉資金の貸付を受けている方 ⑦日雇い労働者で職業安定所に登録している方 ⑧その他、①～⑦に該当しないが、特別な事情により経済的に困りの方 |
|--|--|

申請・認定について

認定は年度ごとに行われますので、今まで就学援助費を受給されていた方も改めて申請しなければなりません。

申請時期については、市町村ごとに違いますので、学校や教育委員会にお問い合わせください。なお、申請書等は、学校に用意されています。

市町村ごとの問い合わせ先一覧

市町村名	問い合わせ先	
中津市	各学校・教育委員会学校教育課	☎ 0979-22-4941
宇佐市	各学校・教育委員会学校教育課	☎ 0978-27-8195
豊後高田市	各学校・教育委員会学校教育課	☎ 0978-53-5112
国東市	各学校・教育委員会教育総務課	☎ 0978-73-0066
姫島村	各学校・教育委員会教育課	☎ 0978-87-2112
杵築市	各学校・教育委員会教育総務課	☎ 0977-75-2410
日出町	各学校・教育委員会教育総務課	☎ 0977-73-3157
別府市	各学校・教育委員会学校教育課	☎ 0977-21-1574 (直通)
大分市	各学校・教育委員会児童生徒支援課	☎ 097-537-5903
由布市	各学校・教育委員会学校教育課	☎ 097-582-1179
臼杵市	各学校・教育委員会学校教育課	☎ 0972-72-1075
津久見市	各学校・教育委員会学校教育課	☎ 0972-82-9526
佐伯市	各学校・教育委員会学校教育課	☎ 0972-22-4064
豊後大野市	各学校・教育委員会学校教育課	☎ 0974-22-1143
竹田市	各学校・教育委員会学校教育課	☎ 0974-63-4833
玖珠町	各学校・教育委員会教育政策課	☎ 0973-72-7150
九重町	各学校・教育委員会教育振興課	☎ 0973-76-3812
日田市	各学校・教育委員会学校教育課	☎ 0973-22-8221

生活保護 生業扶助(高等学校等就学費、就職支度費)、進学・就職準備給付金

2005年から開始された、被保護世帯の自立支援のための給付です。(生活保護法第17条)

費 目	主な内容	基 準 額
学 用 品 費 等	学用品費、通学用品等	月額7,300円
学 級 費	学級費、生徒会費、PTA会費等	月額2,170円以内
教 材 代	教科書、副読本的図書等	実費相当額
授 業 料	公立高校の条例上の額以内 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条により 高等学校等就学支援金が支給される場合を除く)	公立高校授業料相当額 (高等専門学校の4・5年生は396,000円まで)
入 学 料	入学金(公立高校の条例上の額以内)	公立高校入学科相当額
入 学 考 査 料	受験料	30,000円以内(2回まで)
入 学 準 備 金	学生服、通学用カバン、体操服、シューズ等	118,200円以内
通 学 費	通学のための交通費	必要最小限度の額
学 習 支 援 費	課外クラブ活動(合宿及び大会等への参加にかかる交通 費、宿泊費含む)	年額101,000円以内
就 職 支 度 費	就職確定後、必要な衣類、道具費	34,000円以内
進学・就職準備給付金	大学、専門学校等の進学及び就職に伴う新生活立ち上げ 費用(2018年から)	転居を伴う場合300,000円 上記以外の場合100,000円

生活保護問い合わせ一覧

福祉事務所名	担当部署	管轄市町村	電 話	備 考
東部保健所地域福祉室(日出)	同 左	姫島村 日出町	☎0977-72-2327	
西部保健所地域福祉室(玖珠)	同 左	九重町 玖珠町	☎0973-72-9522	
大分市福祉事務所	生活福祉課	大分市	☎097-537-5621	
別府市福祉事務所	ひと・くらし支援課1~4係	別府市	☎0977-21-1113	
中津市福祉部福祉支援課	福祉支援課保護係	中津市	☎0979-62-9801	
日田市福祉事務所	福祉支援課生活福祉係	日田市	☎0973-22-8263	
佐伯市福祉事務所	社会福祉課生活支援係	佐伯市	☎0972-22-3973	
臼杵市福祉事務所	福祉課保護グループ	臼杵市	☎0972-86-2709	
津久見市福祉事務所	社会福祉課生活支援班	津久見市	☎0972-82-9547	
竹田市福祉事務所	社会福祉課生活保護係	竹田市	☎0974-63-4811	
豊後高田市社会福祉課	社会福祉課生活福祉係	豊後高田市	☎0978-25-6178	
杵築市福祉事務所	福祉事務所生活支援係	杵築市	☎0977-75-2405	
宇佐市福祉事務所	福祉課保護係	宇佐市	☎0978-27-8140	
豊後大野市福祉事務所	社会福祉課生活保護係	豊後大野市	☎0974-22-3093	
由布市福祉事務所	福祉課保護係	由布市	☎097-582-1265	
国東市福祉課	福祉課生活支援係	国東市	☎0978-72-5164	



家庭状況・病気・「障害」に関わる児童・生徒の経済的支援

【 家庭の状況 】

名 称	制 度 の 概 要	問い合わせ先																								
生活福祉資金貸付制度 教育支援資金	(1) 教育支援費 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費 <table><tr><td>高 校</td><td>高 専</td><td>短 大</td><td>大 学</td></tr><tr><td>35,000円以内／月</td><td>60,000円以内／月</td><td>60,000円以内／月</td><td>65,000円以内／月</td></tr></table> ※特に必要と認める場合は、上記限度額の 1.5 倍まで貸付可能 (2) 就学支度費 500,000円以内 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 〔貸付期間〕 教育支援費 分割交付 (6 ヶ月単位) 〔貸 付 利 子〕 無利子 就学支援費 一括交付 〔連帯保証人〕 原則不要 〔据置期間〕 卒業後 6 ヶ月以内 ※世帯内で連帯借受人が必要 〔償還期限〕 据置期間経過後 20 年以内 (3) 他の公的貸付制度で借入等ができる方は、そちらが優先です。(母子父子寡婦世帯は、下記の「母子父子寡婦福祉資金貸付金制度」が優先です。)	高 校	高 専	短 大	大 学	35,000円以内／月	60,000円以内／月	60,000円以内／月	65,000円以内／月	市町村の 社会福祉協議会																
高 校	高 専	短 大	大 学																							
35,000円以内／月	60,000円以内／月	60,000円以内／月	65,000円以内／月																							
児童扶養手当	1 児童扶養手当を受けることができる方 父母の離婚などにより父または母と生活をともにしていない、父または母に重度の障がいがあるなどの支給要件に該当する18歳までの児童を監護する母、監護し、かつこれと生計を同じくする父又は当該父母にかわってその児童を養育する養育者。 2 手当額 <table><tr><td>全部支給 (月額)</td><td>46,690円</td></tr><tr><td>一部支給 (月額)</td><td>46,680～11,010円</td></tr></table> ※加算額があり。第2子以降は児童一人につき11,030～5,520円がご家庭の所得に応じて加算されます。 ※2024年11月以降は第3子以降の加算額は第2子の加算額と同額になります。	全部支給 (月額)	46,690円	一部支給 (月額)	46,680～11,010円	市町村の 子育て支援課や 子ども課																				
全部支給 (月額)	46,690円																									
一部支給 (月額)	46,680～11,010円																									
母子父子寡婦福祉資金 貸付金制度	1 月額貸付限度額 (修学資金) <table><tr><td colspan="2">国公立高校</td><td colspan="2">私立高校</td></tr><tr><td>自宅</td><td>自宅外</td><td>自宅</td><td>自宅外</td></tr><tr><td>27,000円</td><td>34,500円</td><td>45,000円</td><td>52,500円</td></tr></table> 2 入学一時金貸付限度額 (就学支度資金) <table><tr><td colspan="2">国公立高校</td><td colspan="2">私立高校</td></tr><tr><td>自宅</td><td>自宅外</td><td>自宅</td><td>自宅外</td></tr><tr><td>150,000円</td><td>160,000円</td><td>410,000円</td><td>420,000円</td></tr></table> ※「入学一時金」は、手続きの都合で支払が5月頃になる場合があります。 ※就学支度資金は小・中学校、修学資金は高等専門学校・短期大学・専修学校・大学にもあります。	国公立高校		私立高校		自宅	自宅外	自宅	自宅外	27,000円	34,500円	45,000円	52,500円	国公立高校		私立高校		自宅	自宅外	自宅	自宅外	150,000円	160,000円	410,000円	420,000円	市在住の方 市母子父子福祉担当課 町村在住の方 県保健所地域福祉室
国公立高校		私立高校																								
自宅	自宅外	自宅	自宅外																							
27,000円	34,500円	45,000円	52,500円																							
国公立高校		私立高校																								
自宅	自宅外	自宅	自宅外																							
150,000円	160,000円	410,000円	420,000円																							

【 病 気 】

名 称	制 度 の 概 要	問い合わせ先
こども医療費助成	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童の入院・通院医療費の自己負担分を助成する。ただし、1日500円分の一部自己負担金あり。 ※市町村によって、助成対象等が異なるので、詳細はお問い合わせを。	市町村の 子育て支援課等
ひとり親家庭等の 医療費助成	18歳の年度末までにある児童を監護しているひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童を対象に入院・通院医療費の自己負担分を助成する。ただし、一部自己負担金 (児童無料) あり。 ※市町村によって、さらに助成が行われる場合があるので、詳細はお問い合わせを。※所得制限があり	市町村の 子育て支援課等
小児慢性特定疾病 医療費助成	小児慢性特定疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、その治療にかかった費用の一部を公費負担する制度。	県内の各保健所・保健部及び 大分県健康政策・感染症対策課
自立支援医療	心身の障がい除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。	大分県こころとからだの 相談支援センター ☎097-541-5276

【 「障害」 】

名 称	制 度 の 概 要		問い合わせ先		
特別児童扶養手当	1 特別児童扶養手当を受けることができる方 身体又は精神に政令で定める程度の障がい有する20歳未満の児童を監護している父母、又は父母にかわってその児童を養育している養育者。		市町村担当課		
	2 手当額	<table><tr><td>1級（重度障がい児）</td><td>月額 56,800円</td></tr><tr><td>2級（中度障がい児）</td><td>月額 37,830円</td></tr></table>		1級（重度障がい児）	月額 56,800円
1級（重度障がい児）	月額 56,800円				
2級（中度障がい児）	月額 37,830円				
障害児福祉手当	在宅で身体又は精神（知的）に政令で定める程度の重度の障がい有するために、日常生活に常時の介護を要する 20 歳未満の児童に支給する（月額 16,100 円）。※施設入所者を除く		市福祉事務所又は 町村障がい福祉担当課		
障がいのある 高校奨学生奨学金	県内に在住する身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている高等学校 1 年・2 年の在学生徒（全日制、定時制及び通信制の全ての学科が対象、ただし特別支援学校高等部は除く）及び次年度高等学校入学見込みの中学 3 年在学生徒に対し募集を行い、次年度に給付（年額 100,000 円）。※所得・人数制限あり		大分県福祉保健部障害福祉課内 大分県障がい児協会 ☎097-506-2749		

詳しい内容については、表中の問い合わせ先にお尋ねください。